

熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金のお知らせ

熊谷市では、クビアカツヤカミキリの被害拡大を防止するため、市内に植生するクビアカツヤカミキリによる被害木を所有する個人及び事業者を対象に、被害木の伐採費用の一部を補助します。

1 補助金を受けることのできる方（申請者）

補助金を受けるには、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 市内に植生する被害木を所有又は管理し、伐採費用が生じた個人及び事業者
- (2) 被害木の伐採を市内業者に請け負わせた者
- (3) 同一年度内に当該補助金の交付を受けていない者（同一世帯員を含む。）
- (4) 補助金の交付申請時において、市税の滞納がない者
- (5) 伐採から処分までを同一年度内に完了させた者

2 補助の対象になる経費

補助の対象になる経費は、伐採、かつ、処分費（焼却やチップ化等の経費）（消費税及び地方消費税を除く）の合計額とします。

※対象外

薬剤等による防除費用

所有者自らが伐採処分を行う場合の器具等の購入費用

3 補助金対象となる被害木

補助の対象になる被害木は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) フラス（クビアカツヤカミキリの幼虫が樹木の中に存在している場合に確認される糞と木くずが混ざったもの）が発生している樹木で、市が被害木であると認めたもの。
- (2) 県が作成した「サクラの外来害虫クビアカツヤカミキリの被害防止の手引き」に基づいて必要な防除対策等が講じられていること。
- (3) ネットをかぶせるなどの逸出防止措置が十分に採られており、かつ、申請年度内に焼却処分又は1センチメートル以下にチップ化されていること。

4 補助金額

補助対象経費の2分の1の金額(100円未満切捨)で、上限50,000円

5 申請にあたっての注意事項

- (1) 書類の作成にあたっては、消えるボールペン、鉛筆書きによるものは不可です。また、押印にスタンプ印（シャチハタ印）は使用できません。
- (2) 提出された書類は、結果を問わず返却いたしません。
- (3) 補助金申請時において市税等の滞納がないことを確認するために、環境政策課から関係部署に確認します。確認することに同意いただけない場合は、熊谷市発行の市税納税証明書（熊谷市税条例施行規則 様式第42号その2）の添付をお願いいたします。

6 申請期間・申請方法

必要な申請書類をすべて揃え、下記提出先へご提出ください。**※郵送不可・代理人提出可**

○申請期間：令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

受付期間中でも、予算額に達した場合は受付を終了させていただくことがあります。

※申請期間内に申請に必要な書類が提出できない事情がある場合は、必ず事前にご相談ください。

○申請書提出先

(1) 熊谷市環境部環境政策課

熊谷市江南中央1丁目1番地（江南庁舎 2階南側） ☎048-536-1547

(2) 妻沼行政センター地域振興係

熊谷市弥藤吾2450番地（妻沼庁舎 1階北側） ☎048-588-9988

※熊谷市役所本庁舎・大里庁舎では受け付けておりませんのでご注意ください。

7 申請から交付までの流れ

(1) 「熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）」を市（環境政策課又は妻沼行政センター地域振興係）に提出する（必ず焼却処分後に申請してください。）。

申請書の添付書類

- ①被害木の伐採等に係る領収書の写し（作業日、申請者氏名、領収日が記載されているもの）
- ②対象経費の詳細が分かるもの
- ③伐採前及び伐採後の写真（被害及び作業完了が確認できるもの）
- ④その他市長が必要と認める書類

※申請書等の記載事項を訂正する場合は、必ず使用した印鑑を訂正箇所に押しingいただくか、捨印を押しingください（金額の訂正は捨印ではできません。）。

※押印には必ず朱肉を使用してください（シャチハタ不可）。

(2) 市（環境政策課）が申請者に補助金交付決定通知書を送付する。

市が申請者に送付するもの

熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付決定通知書（様式第2号）

※補助金申請は月末締めとし、交付決定は申請の翌月中旬を予定しております。

(3) 市（環境政策課）が申請者の指定口座へ補助金を振り込む。



お問い合わせ先 熊谷市江南中央1丁目1番地 江南庁舎

熊谷市環境部環境政策課 環境政策係 ☎048-536-1547